

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和8年3月17日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン千種

名古屋市千種区千種二丁目1601番14

2 変更しようとする事項

駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場	収容台数	
	変更前	変更後
建物南西側駐輪場 1	48台	131台
建物南東側駐輪場 2	52台	変更なし
建物東側駐輪場 3	35台	変更なし
建物北側駐輪場 4	108台	変更なし
建物北側駐輪場 5	—	10台
計	243台	336台

駐輪場の位置については縦覧によります。

3 変更の日

令和8年10月20日

4 変更しようとする理由

店舗利用者の利便性向上のため

5 届出の日

令和 8年 2月19日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

千種区役所情報コーナー、東区役所情報コーナー、中区役所情報コーナー

及び昭和区役所区政部地域力推進課

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 8年 3月17日から同年 7月17日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 8年 7月17日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課